

随意契約理由書（深井戸復旧工事）

1. 契約件名：大阪府立農芸高等学校 本設水中ポンプ設置及び付属機材取替工事
2. 契約の相手方：株式会社ミズハ
3. 随意契約の理由

(1) 契約の性質又は目的

本校で使用する水の主たる供給源である深井戸ポンプ設備が現在停止し、**仮設ポンプによる応急的な措置**をとっているものの、水供給が極めて不安定な危機的状況にあるため、特注の水中ポンプを調達し、**当該設備の本格的な緊急復旧工事**を行うことを目的とする。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号に該当する理由

本件は、以下の切迫した緊急性により、【第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」】に該当するだけでなく、工事に必要な「客観的要件を満たす業者が極めて限定される」ことから、【第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」】に含意される合理的な理由にも基づく。

ア. 水供給の切迫した危機的状況と教育活動・学校運営への壊滅的影響（第5号の緊急性）

現在、主たる水源である深井戸ポンプ設備が故障により完全に停止しており、現在は仮設ポンプによる応急的な供給に依存している。加えて、他の水源である浅井戸も長期間の過負荷運転によりいつ機能停止に至るか予測できない極めて不安定な状況にある。

この仮設と浅井戸に依存する不安定な状況が継続し、万が一水供給が停止した場合、食品加工実習（給食提供など）の中止、飼育動物の生命維持への深刻な問題発生、各種法令（食品衛生法など）に基づく要件の不未達など、教育活動および学校運営そのものが不可能となる壊滅的な影響が懸念される。

安定的な水供給が途絶えることは、飲料水、手洗い、衛生管理など、生徒・教職員の健康・安全に直結し、感染症リスクの増大や熱中症対策の困難化など、人命・健康に直接的な悪影響を及ぼす可能性がある。

イ. 緊急対応の必要性和時間的制約（第5号の緊急性）

一般競争入札の手続きには、少なくとも数週間から1ヶ月以上の期間を要し、この間、上記アに記載した仮設ポンプへの依存や浅井戸の機能停止という重大なリスクが進行し続けることになる。

また、応急的に上水道に切り替える措置だけでも、全使用量の1/3で月額約120万円という莫大な経費が発生し、学校財政を著しく圧迫するため、特注ポンプによる深井戸の早期本格復旧が財政的にも不可欠である。

これらの理由から、競争入札に付している時間的余裕がなく、もし実施していた場合、学

校の正常な運営に著しい支障が生じ、生徒や教職員の安全・健康が脅かされ、または重大な財政的損失が生じる「緊急かつやむを得ない事態」であると判断される。

ウ．契約履行に必要な客観的要件を満たす業者の限定性（第 6 号に合意される限定性）

本工事は契約金額が 500 万円を超え 1000 万円弱となるため、建設業法上の「さく井工事」に該当する。

したがって、契約を締結する業者は、「さく井工事」の**建設業許可**を有していることに加え、**大阪府の契約局への登録**が必須となる。

当初検討していた業者（A 社）は、「さく井工事」の許可がないため契約の主体となれず、技術力のある下請け業者も契約局への登録がないため、いずれも今回の緊急工事の主体として契約することができない。

このため、「さく井工事」の建設業許可と大阪府の契約局への登録を併せ持ち、かつ緊急の対応が可能な業者を選定する必要がある、その結果、株式会社ミズハを唯一の適格な契約候補者として選定した。これは、契約の目的を達成するために必要な法的・行政的要件を満たす業者が極めて限定されるという客観的な理由による。

結 論

以上の理由から、本深井戸ポンプ設備の本格復旧は、教育活動の継続、健康・安全確保、及び過大な財政負担の回避のため、**一刻の猶予も許されない緊急の課題**である。一般競争入札に付しては契約の目的を達成することができず、また、**契約に必要な客観的要件（さく井工事の許可と契約局登録）を満たす業者が限られる**ことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項「第 5 号および第 6 号」に基づき、随意契約により早急に復旧工事を契約する必要がある。

特記事項

- **契約の相手方を選定した理由**：本工事が 500 万円を超える「さく井工事」に該当するため、技術力に加え、「さく井工事」の建設業許可と大阪府の契約局への登録という**法的・行政的な客観要件**を満たしていることが必須であった。株式会社ミズハは、これらの必須要件をすべて満たし、かつ、一刻も早い本格復旧という緊急の要請に対応できる体制を有していたため、契約の相手方として選定した。

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。